

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865</a>

90

極 秘  
無期限  
5部の内  
5号

事前協議問題ノート

49.10.27

アドバイス局

1. ラ・ワツク发言と提起した問題

ラ・ワツク发言、提起した問題、核心は「事

前協議制度の開拓と解釈乃至了解、二つ日本  
間に不一致がある点、その疑問に付し、政

府の明確化を望むべきである。

2. 問題、解決策

日本側の折衝、解釈乃至了解を改めて  
明確化、国合等へ説明の必要性。

3. 日米折衝案

49.10.23付「一九八一年思想」折

衝本代表下野第三回「決定」(必要とする  
問題点)、12点、既往式、次回、追記。

GA-6

外務省

2

1). (1) ⑨該当する場合における領海通過上  
香港におけるルールは、非機密原則

、「持込料」の概念を細分化する应当、  
領海通過と香港との如何故持込料は

当該料金を説明する必要が生じる。通過  
中、香港中の核兵器工作用の場合は事

香港税は停泊料の上に二倍「持込料」  
は該当する場合、香港に拘らず如何

領域内の使用料は、着用する事や協  
議、対象とする立派な方法(通過中)

香港中の使用料は「持込料」は該當する  
考証方針は「持込料」の概念を使用

1. 1981年10月22日、使用料は行ない得  
上記配慮は得られず、確実に括く、これ

GA-6

外務省

3

1. 精神分析上誤亂之惹起行動。〔使  
用〕，概念之明確化為要如何之如核

急躁，惰性，罷工現象，競爭等，行為的社會心理作用，觀念：得失心（戰

勝利。搭載艦船，通過香港現英  
子和得美，如倫理的小排隊等。

WTW = 29 美角係本公司之問題，而  
3 = 93% 據此問題，又存 3% )

四)、(3)、事故处理办法。原计划增加工程  
又同指，应当立即停止施工。

足夠的時間來考慮得更充分仔細，才會有好的結果。

11). (4) 在香港期间，租约规定：不准在租期内内役卫兵、军械、期间无限，不设

4

所以二四如望未以如半側也問題，如斯了之。  
設是立於化特定期間內，善焉。丁持以半

又問得如何二觀念方於身也。期間內  
二物均「持近」，「近」得，或一持。

期間，間停行<sup>1</sup>香港，<sup>2</sup>待返牛，<sup>3</sup>11月。  
Travels. 後者：<sup>1</sup>高及<sup>2</sup>之行場合，<sup>3</sup>即在

藝術評論，對象以「非核」二字列上，斷言  
之下的場合，很難如願。

3) (5) 1~5-2 航道城工體能工作別才子  
場合以子、計米、送得工多々、問題加焉

3. 手机、智能手表等穿戴设备「持边升」概念，使「公开执行得更好」。

行不行，場合事故，停，危險工場行不行  
行不通當。

本) 艦艇乃至航空母艦「持込」は該  
当の行動区域、領海(領空)通過。

香港(香港)工業の軍事的完全化。新加  
坡領域、单纯な通過として國の施

設区域への出入以外は、「持込」は當  
地の行動区域に限る。

4. 指示折衝、停泊同時の解決策のための競争。  
新件十八戰車中期問題が提起され、48年

1月9日中日軍備協議委員会にて結論を得て  
新規軍備協定、遠近在港、航行の方面と用

意(別紙第1-1-1-2号、以下は略称)。

1) 「配置」の概念を明確化の要請。同  
様に「stationing」<sup>は</sup>「in a

(a) 「配置」の概念を明確化の要請。同  
様に「stationing」<sup>は</sup>「in a

manner involving the use of facilities and  
areas" "as operational basis" は、航行する

方法である。但し、これは具体的には、行動  
区域を定めること後半、説明する。

開港地問題と併せて。

(b) 「重要防護要塞」の規模、問題時期

確認了解の要請。又際海軍は  
「task force」を単位とする場合

並行航行方針の問題。

2) 「装備」の条件重要防護要塞上に於く。

配置、航行の「標準」、装備立派のと  
り是非実施される必要がある。

3) 「戦斗作戦行動」及び「基地」の施  
設区域の使用。

(4) 戰斗作戦行動  $\rightarrow$  2. ページ一は "all types  
of military action to engage directly in

combat" × 定義：かじき行動のうち「直接  
区域の使用するもの」を含むべきものに該

むべにべき行為を以下、活動として  
軍事的公報命令を發行するに際して唯一

判断基準として得たものとし、單獨行動  
が該子種後区域使用の様様にて、

✓ 判斷子種後区域。

例) ① - ⑩) 設定, 3. (ii) 9 宮中給油

開口の理解, 7-個體性, 3. (iv) 1-方針地  
理的選擇性, 應用及公 4-9 営・就中化

9 後段の記述。